

指定医療機関等変更届書

年 月 日

那覇市長 宛
届出者 住所
(開設者)

氏名

次のとおり変更しましたので届出します。

指定の種別	医療機関 ・ 助産機関 ・ 施術機関 ・ 介護機関		
医療機関 又は 助産所 又は 施術所 又は 介護機関 に関する事項	名 称		
	所在地	〒	
		TEL	FAX
	医療機関コード・ 介護保険事業者番号		
変 更 年 月 日			
変 更 理 由			
変更事項		変更の内容	
指定医療機関		(変更前)	
1	名称の変更		
2	所在地の変更		
3	開設者の氏名又は名称、生年月日、 住所及び職名		
4	管理者の氏名、生年月日及び住所		
指定助産機関 ・ 指定施術機関			
1	助産師又は施術者の 氏名、生年月日及び住所	(変更後)	
2	助産所又は施術所の名称、所在地		
3	業務形態（施術者のみ）		
指定介護機関			
1	名称の変更		
2	所在地の変更		
3	開設者の氏名又は名称、生年月日、 住所及び職名		
4	管理者の氏名、生年月日及び住所		

■注意事項

1. この書類は、法第50条の2（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む）に基づく届出の書類です。該当する事項が生じてから10日以内に届け出てください。
2. この書類は、省令第14条第1項の規定に掲げる事項の変更に係るもの、及び指定に関して必要な事項が変更するときに、所要事項を記載して提出してください。

注1：指定医療機関が、移転による所在地変更で健康保険法の指定が廃止となる場合は、第10号様式による廃止届及び第1号様式による指定申請での手続きとなります。

注2：助産師又は施術者について、次のいずれかに該当するときは、第10号様式による廃止届の提出となります。

- ①業務に従事する助産所又は施術所の所在地が那覇市外に移転したとき
- ②業務に従事する助産所又は施術所を変更した場合で、変更先が那覇市外の場合
- ③出張専業で施術を行う施術者にあつては、那覇市外に転居のとき

■記入要領

1. 届出は、指定を受けた指定医療機関等ごとに行ってください。

2. 「届出者」について

個人の場合は、届出される個人の住所・氏名を記載してください。

※届出者は、指定申請を行った申請者、または指定を受けた個人が対象となります。

法人の場合は、法人名とともにその代表者の役職・氏名を記載し、住所については法人登記上の住所を記載してください。

3. 「指定の種別」欄は、指定を受けた種別を○で囲んでください。

4. 「医療機関又は助産所又は施術所又は介護機関に関する事項」欄について

「名称」は、医療機関及び介護機関については届出時点の正式な名称を記載してください。

助産師及び施術者については、届出時に業務に従事する助産所または施術所の正式名称を記載してください。

「所在地」は、医療機関又は介護機関については届出時点の所在地を、助産師又は施術者については届出時に業務に従事する助産所または施術所の所在地を記載してください。

★出張専業で施術を行う施術者については、当該欄は記載不要です。

「医療機関コード・介護保険事業者番号」は、届出時点での番号を記載してください。

5. 「変更年月日」欄は、変更が生じる年月日を記載してください。

6. 「変更理由」欄は、変更が生じる理由について記載してください。

7. 「変更事項」欄、及び「変更の内容」欄について

指定の種別ごとに列挙した該当項目番号に○を付けたうえで、変更が生じた事項について、変更前の情報を「（変更前）」に、変更後の情報を「（変更後）」に記載してください。

注1：指定医療機関及び指定介護機関の該当項目番号2の該当内容について

所在地変更には、移転（指定医療機関については、訪問看護事業所のみ）のほか、住居表示・地番変更による変更も含まれます。住居表示・地番変更による変更の場合、住居表示決定通知書等の関係資料を添付してください。

注2：指定医療機関及び指定介護機関の該当項目番号3の該当内容について

法人の場合は、法人名称の変更・代表者の変更・法人所在地の変更等が届出の対象となります。

注3：指定助産機関及び指定施術機関の該当項目番号1の該当内容について

助産所又は施術所で業務に従事する助産師又は施術者は、住所変更の届出は不要です。

注4：指定助産機関及び指定施術機関の該当項目番号2の該当内容について

①業務に従事する助産所又は施術所の所在地が変更した場合で、那覇市内のとき

※所在地変更には、住居表示、地番変更による変更も含まれます。その場合は住居表示決定通知書等の関係資料を添付してください。

②業務に従事する助産所又は施術所を変更した場合で、変更先が那覇市内のとき

注5：指定助産機関及び指定施術機関の該当項目番号3の該当内容について

①出張専業から施術所での業務に変更、又は施術所での業務から出張専業に変更のとき

②業務に従事する施術所を増やすとき、または減らすとき